

**公益財団法人岐阜県スポーツ協会緊急対策事業**  
**子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン**  
**アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用した運動遊び促進事業(委託事業)**  
**経理処理要領**

本事業の実施にあたっては、委託要項に定めるほか、本経理処理要領に定めるところによる。

**1. 事業名**

公益財団法人岐阜県スポーツ協会緊急対策事業  
子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン  
アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用した運動遊び促進事業(各種団体委託事業)

**2. 委託期間**

令和2年7月1日(水)～令和2年12月31日(木)

**3. 委託対象経費**

**(1) 委託経費対象科目**

委託経費対象科目は以下のとおりとし、その内容は委託対象経費基準表に示すとおりとする。  
「謝金」、「旅費」、「借損料」、「消耗品費」、「印刷製本費」、「通信運搬費」、「会議費」、「雑役務費」

**(2) 消費税**

本事業の委託金には消費税10%が課税される。

**4. 委託金の経理処理等**

**(1) 委託金の額**

1事業あたりの上限金額は設けません。ただし、日本スポーツ協会委託事業であるため、その委託事業総予算額に応じて調整することがある。

**(2) 委託金の交付**

公益財団法人岐阜県スポーツ協会(以下、当協会)という。)は、申請団体からの実施計画書に基づき、当該団体と業務委託契約を締結し、当協会は当該団体へ委託金全額を交付する。

**(3) 委託金額の確定**

当協会は、当該団体より提出された実施報告書に基づき、書類の精査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めた場合、委託金額を確定し、当該団体に通知する。

なお、確定した委託金額が交付済額に満たない場合、当該団体は、確定額と交付済額の差額を当協会へ返納しなければならない。

**(4) 収入**

原則として、参加費は無料とすること。ただし、事業実施に要する経費が本委託費で全額を賄うことができない場合は、この限りではない。なお、収入と委託金の合計額が実施費総額を上回り、余剰金が生じた場合は、余剰金を当協会へ返納すること。

**(5) 支出**

本委託事業の実施に要した経費は、委託対象経費基準表に基づき、科目ごとに整理すること。また、委託期間外に支出した経費は、本委託事業の経費として認めない。

#### (6) 実施報告書の作成・保存・提出

・当該団体は当協会に対し、実施報告書として、以下の書類を提出すること。

ア)鑑文(報告様式1)

イ)事業一覧表(報告様式2)

ウ)収支決算書(報告様式3)

・当該団体は、本事業専用の帳簿書類(現金出納帳等)を備え、本事業に係る収入額及び支出額のみを記載し、委託金の使途を明らかにすること。

・各経費の証憑書類の宛名は、「当該団体名」とすること。

・当該団体は、帳簿書類・領収書等の証憑書類・事業実施報告書を、事業終了の翌年度から5年間保管すること。

#### 5. 計画及び予算の変更

当該団体は、委託契約締結後に実施事業数の増減が生じた場合は、事前に所定の様式により、変更申請をしなければならない。

#### 6. その他

本要領に定めのない事項については、当協会に対して速やかに報告するとともに、双方で協議のうえ、適切に対応するものとする。